主 文

本件特別抗告を棄却する。

理 由

抗告人らの特別抗告理由(後記)について。

所論1および2は、原判示に副わない事実を前提とする違憲の主張であり、所論3は、違憲をいう点もあるが、その実質は単なる法令違反の主張に帰し、、いずれも適法な特別抗告の理由に当らない。

よつて、刑訴四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で主文のと おり決定する。

昭和三八年四月一七日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	下 飠	返 坂	潤	夫
裁判官	λ	江	俊	郎
裁判官	斎	藤	朔	郎